

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	学童保育室における一部申請手続きのオンライン申請開始について
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課
内容	<p>利用者の利便性の向上に向けて、学童保育室における一部手続きについて、保護者がインターネットから申請を行える、足立区オンライン申請システムによる受付を開始した。</p> <p>1 対象手続き</p> <p>(1) 特別延長保育に関する手続き（年間約650件）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特別延長保育利用申請・ 特別延長保育利用月変更申請・ 特別延長保育辞退届 <p>(2) 負担金の免除・減額に関する手続き（年間約370件）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保護者負担金免除減額申請・ 特別延長保育料免除減額申請 <p>2 受付開始日 令和4年11月1日（火曜日）</p> <p>3 周知方法 区のホームページや学童保育室を通じてお知らせを配布し、保護者に周知した。</p> <p>4 今後の方針 今後も事務手順の見直しを進め、オンライン申請対象手続きの順次拡大を検討する。</p>

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	第1回地域保健福祉計画策定部会の開催について																			
所管部課	福祉部 福祉管理課																			
内容	<p>令和5年度での「足立区地域保健福祉計画」の策定に向けて、第1回地域保健福祉計画策定部会を開催したため報告する。</p> <p>1 開催日時 令和4年8月30日（火）午後2時～4時</p> <p>2 会議形式 対面とWeb参加の併用型</p> <p>3 会議内容（抜粋） (1) 地域福祉計画とは（計画イメージの共有）：部会長講演 (2) 計画策定の経緯や検討体制 (3) 今後のスケジュール (4) 計画構成案・計画内容イメージ (5) アンケートの実施 (6) 質疑応答・意見交換</p> <p>4 会議録 足立区ホームページに掲載済み</p> <p>5 今後のスケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和4年11月～</td> <td>地域福祉に係るアンケート順次実施</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和4年12月～</td> <td>計画理念・柱立ての検討</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和5年4月～</td> <td>地域懇談会実施</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和5年10月～11月</td> <td>パブリックコメント実施</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>令和6年3月</td> <td>計画策定</td> </tr> </tbody> </table>			時期	内容	1	令和4年11月～	地域福祉に係るアンケート順次実施	2	令和4年12月～	計画理念・柱立ての検討	3	令和5年4月～	地域懇談会実施	4	令和5年10月～11月	パブリックコメント実施	5	令和6年3月	計画策定
	時期	内容																		
1	令和4年11月～	地域福祉に係るアンケート順次実施																		
2	令和4年12月～	計画理念・柱立ての検討																		
3	令和5年4月～	地域懇談会実施																		
4	令和5年10月～11月	パブリックコメント実施																		
5	令和6年3月	計画策定																		

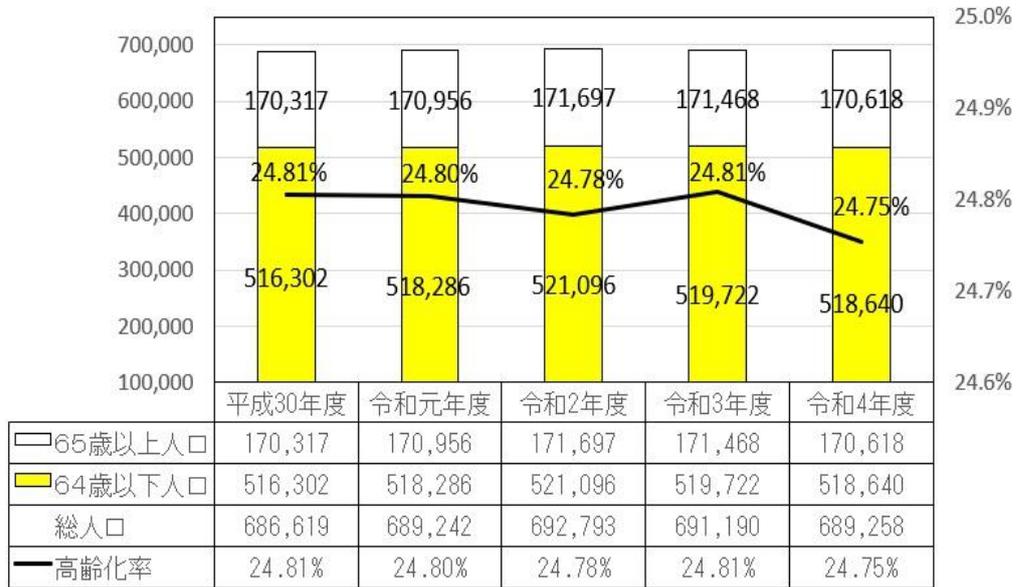
令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和3年度介護保険事業の実績について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	<p>令和3年度介護保険事業の実績について、以下のとおり報告する。</p> <p>※ 数値は令和4年3月31日現在の実績値。()内は前年同日の実績値</p> <p>※ 詳細は別添 情報連絡事項5-1「あだちの介護保険(令和3年度実績)」を参照</p> <p>1 65歳以上の被保険者(第一号被保険者)</p> <p>(1) 65歳以上の被保険者数 170,411人(171,293人) 前年度比882人減、0.5%減</p> <p>※ 住所地特例の制度があるため「65歳以上人口」とは一致しない。</p> <p>(2) 介護保険料収納率 98.8%(98.5%) 前年度比0.3ポイント増</p> <p>2 要支援・要介護認定者数 37,176人(36,937人) 前年度比239人増、0.6%増</p> <p>3 保険給付状況</p> <p>(1) 介護サービス受給者数 30,449人(29,559人) 前年度比890人増、3.0%増</p> <p>(2) 保険給付費 56,319,037千円(54,839,199千円) 前年度比1,479,838千円増、2.7%増</p>

《参考》【総人口、65歳以上人口、高齢化率の推移】（各年4月1日現在）



※ 令和4年4月1日時点で、足立区における高齢化率は24.75%であり、前年度より0.06ポイント低下した。

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	熱中症対策の取組み結果について																								
所管部課	衛生部 衛生管理課																								
内容	<p>令和4年度の熱中症対策の取組み結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 庁内会議の開催について</p> <p>(1) 足立区熱中症対策調整会議</p> <p>第1回 令和4年4月27日(水) 令和4年度の取組み内容の確認</p> <p>第2回 令和4年11月14日(月) 令和4年度の取組み結果の報告</p> <p>2 熱中症対策について</p> <p>(1) 区民への情報提供と注意喚起</p> <p>ア あだち広報・区ホームページ 5月25日号に「熱中症予防×コロナ感染防止」を掲載し、コロナ禍における熱中症への注意喚起を行った。 また、区ホームページに熱中症予防のポイントを掲載した。</p> <p>イ A-メール配信 環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数(WBGT)速報において、当日の予報及び実測値が危険水準(WBGT31度以上)に達した際に、「夏の重要なお知らせ」登録者に対してA-メールを配信した。</p> <p>【参考】 A-メール配信回数(暑さ指数速報の実測値が危険水準(WBGT31度以上)に達した回数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>0回</td> <td>1回</td> <td>24回</td> <td>4回</td> <td>29回</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>0回</td> <td>8回</td> <td>15回</td> <td>0回</td> <td>23回</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>6回</td> <td>13回</td> <td>15回</td> <td>1回</td> <td>35回</td> </tr> </tbody> </table>		6月	7月	8月	9月	合計	R2年度	0回	1回	24回	4回	29回	R3年度	0回	8回	15回	0回	23回	R4年度	6回	13回	15回	1回	35回
	6月	7月	8月	9月	合計																				
R2年度	0回	1回	24回	4回	29回																				
R3年度	0回	8回	15回	0回	23回																				
R4年度	6回	13回	15回	1回	35回																				

ウ 防災行政無線放送

夜間の熱中症を未然に防ぐため、6月30日から8月31日までは毎日、また9月以降の残暑に備えて9月1日から16日の平日については、午後2時までに暑さ指数速報の実測値が危険水準(WBGT31度以上)に達した場合に、当日の夕焼け放送後に注意喚起放送を流す体制を整えていた。

しかし、新型コロナウイルスの感染者が増加したため、7月20日から9月8日までは「熱中症予防×コロナ感染防止」の内容で毎日放送を行った。

※ 9月9日以降、危険水準に達した日がなかったため、放送は行っていない。

エ 大塚製薬(株)との熱中症対策に関する連携協定に基づく取組み

中学生を対象に熱中症対策セミナー、また大学生、スポーツ指導員を対象に熱中症対策アドバイザー養成講座を実施した。

オ その他

6月2日に東京女子医科大学附属足立医療センター救命救急センターから、「夜間、自宅でエアコン未使用の患者が搬送された事例あり」との情報提供を受け、啓発チラシ・ポスター『危ない! 夜中の熱中症。』を作成するとともに、区ホームページやA-メールでの注意喚起を行った。

(2) 熱中症による被害状況

ア 足立区内救急搬送人員数

	6月	7月	8月	9月	合計
R2年	39人	25人	294人	34人	392人
R3年	14人	87人	89人	5人	195人
R4年	108人	155人	105人	8人	376人

※ R4年は速報値、その他は確定値

イ 足立区内死亡者状況

(ア) 死亡者数

年代	R2年		R3年		R4年 (9月末)		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
50代	3人	0人	0人	0人	1人	0人	4人	0人
60代	3人	1人	0人	0人	2人	0人	5人	1人
70代	3人	3人	0人	0人	2人	3人	5人	6人
80代	1人	2人	1人	0人	4人	0人	6人	2人
90代	1人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人
小計	11人	6人	1人	0人	9人	4人	21人	10人
計	17人		1人		13人		31人	

※ R3、4年は速報値、その他は確定値

(イ) クーラー有無

	有	無	不明	計
R2年	7人(6人)	10人	0人	17人
R3年	1人(1人)	0人	0人	1人
	8人(8人)	3人	2人	13人
R4年	60代(男) 1 70代(男) 2 80代(男) 2 70代(女) 3	80代(男) 2 90代(女) 1	50代(男) 1 60代(男) 1	

※ () 内はクーラー未使用者の人数

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和3年度あだちっ子歯科健診の実施結果について																																														
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、子ども施設入園課 衛生部 データヘルス推進課																																														
内容	<p>平成27年度から実施している「あだちっ子歯科健診」について、令和3年度の実施結果がまとまったので報告する。 (別添 情報連絡事項7-1 参照)</p> <p>1 主な成果</p> <p>(1) 乳歯にむし歯のある子どもの割合は、前年度より減少 事業開始当初(平成27年度)と比較すると、年長児(6歳)は13.9ポイント、年中児(5歳)は13.2ポイント、年少児(4歳)は9.7ポイントと大きく減少した。</p> <p>(図1) 乳歯にむし歯がある子どもの割合</p> <table border="1"> <caption>(図1) 乳歯にむし歯がある子どもの割合</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少児(4歳)</td> <td>19.9%</td> <td>16.7%</td> <td>14.8%</td> <td>12.0%</td> <td>10.9%</td> <td>12.7%</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td>年中児(5歳)</td> <td>30.3%</td> <td>27.7%</td> <td>26.2%</td> <td>21.9%</td> <td>20.0%</td> <td>19.7%</td> <td>17.1%</td> </tr> <tr> <td>年長児(6歳)</td> <td>37.8%</td> <td>38.2%</td> <td>36.1%</td> <td>33.1%</td> <td>29.4%</td> <td>29.3%</td> <td>23.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>年長児(6歳)は前年度より5.4ポイント減少</p> <p>(2) 取り組みにより、「むし歯り患率」の施設間の差が縮小 むし歯がある子どもの割合の伸び率が高い施設を優先に、「仕上げみがき」や「歯によいおやつ等の取り組み」を強化した結果、施設間の差が縮小した。</p> <p>(表1) 4年連続同一施設で歯科健診を受けた年長児(6歳)における施設種別のむし歯り患率比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">むし歯り患率</th> <th rowspan="2">施設間差</th> </tr> <tr> <th>最も低い施設種別</th> <th>最も高い施設種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30 年度末 6歳(1,444 人)</td> <td>23.2%</td> <td>39.8%</td> <td>16.6 ポイント</td> </tr> <tr> <td>R3 年度末 6歳(1,781 人)</td> <td>21.2%</td> <td>24.2%</td> <td>3.0 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>差が縮小</p>	年齢	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	年少児(4歳)	19.9%	16.7%	14.8%	12.0%	10.9%	12.7%	10.2%	年中児(5歳)	30.3%	27.7%	26.2%	21.9%	20.0%	19.7%	17.1%	年長児(6歳)	37.8%	38.2%	36.1%	33.1%	29.4%	29.3%	23.9%		むし歯り患率		施設間差	最も低い施設種別	最も高い施設種別	H30 年度末 6歳(1,444 人)	23.2%	39.8%	16.6 ポイント	R3 年度末 6歳(1,781 人)	21.2%	24.2%	3.0 ポイント
年齢	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																								
年少児(4歳)	19.9%	16.7%	14.8%	12.0%	10.9%	12.7%	10.2%																																								
年中児(5歳)	30.3%	27.7%	26.2%	21.9%	20.0%	19.7%	17.1%																																								
年長児(6歳)	37.8%	38.2%	36.1%	33.1%	29.4%	29.3%	23.9%																																								
	むし歯り患率		施設間差																																												
	最も低い施設種別	最も高い施設種別																																													
H30 年度末 6歳(1,444 人)	23.2%	39.8%	16.6 ポイント																																												
R3 年度末 6歳(1,781 人)	21.2%	24.2%	3.0 ポイント																																												

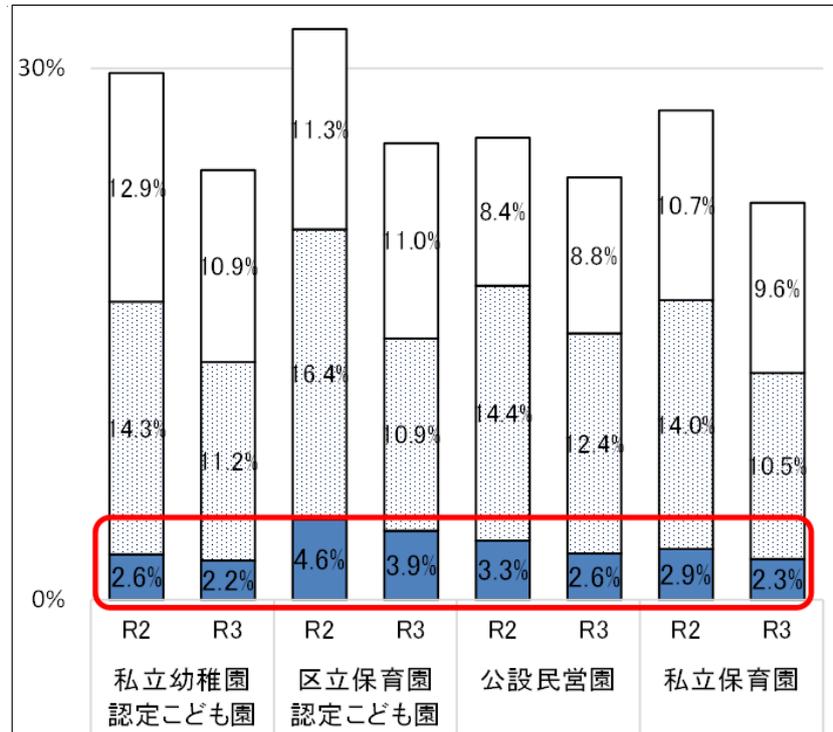
2 課題と今後の対策

【課題 1】

5本以上未処置のむし歯がある子どもの割合は、区立保育園・認定こども園が最も多い。

(図2) 年長児(6歳)の未処置のむし歯がある子どもの割合(施設種別)

■ 5本以上 ■ 1~4本 □ 0本(すべて処置済み)

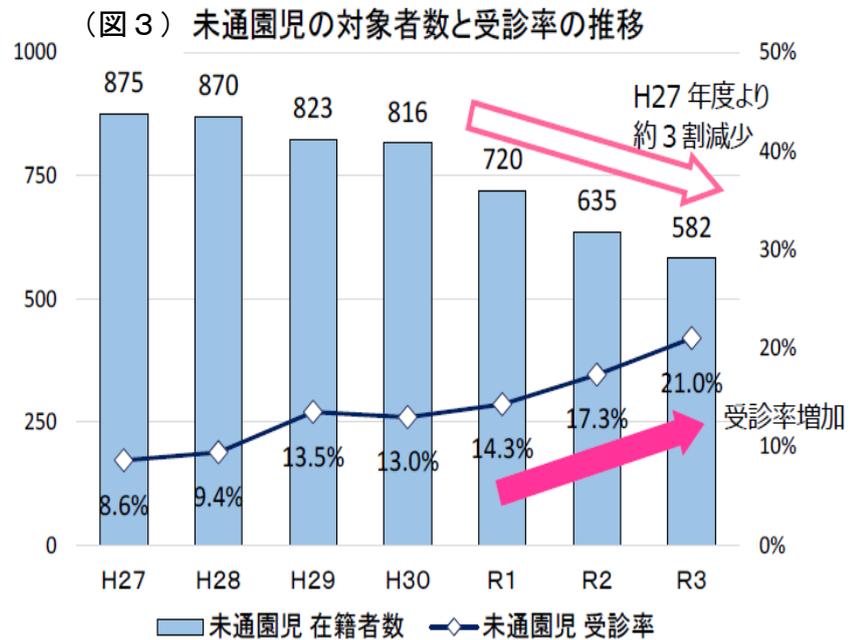


【対策】

- (1) 特にむし歯の多い区立園に対し、子ども家庭部歯科衛生士が歯科指導に入り、「仕上げみがき方法の指導」や「歯によいおやつ」の啓発を行い、むし歯予防のための生活習慣の定着をめざす。
- (2) 自園の子ども一人ひとりの歯科健診結果について、職員が理解を深め、具体的な保健指導や啓発活動等につながる体制を目指し、子ども家庭部歯科衛生士が職員向けの研修等を検討・実施していく。
- (3) 園が積極的に未処置のむし歯を有する子どもへの歯科受診勧奨を行い、治療につなげられるよう、情報提供等を行い、支援していく。

【課題2】

未通園児の受診率は、平成27年度からみると増加しているものの、施設通園児と比較すると、依然低い。



【対策】

- (1) 未通園児のうち、認可外保育施設（3園）通園児に施設内健診を実施することで、確実な受診に繋げていく。
- (2) 福祉事務所や発達療育施設などの関係機関から、積極的な働きかけを行い、受診勧奨をしていく。
- (3) 前年度の未受診者等を対象に、ハガキ等での複数回の受診勧奨を実施する。

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課
内容	<p>家庭的保育事業者に対して実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法（以下「支援法等」）に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>なお、文書指摘や件数の多かった指導事項等については、既に家庭的保育事業者全体説明会で周知し、注意喚起を行った。</p> <p>1 指導検査実施事業者数 32名（全116名中）</p> <p>2 指摘等の件数（括弧内は令和3年度件数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書指摘：13件（7件） 支援法等関係法令等に違反する事項 ・ 口頭指導：28件（19件） 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項 ・ 助言：35件（62件） 水準向上のための助言・提案事項 <p>3 検査結果の特徴</p> <p>文書指摘は前年比約2倍、口頭指導は前年比約1.5倍と厳しい検査結果になった。</p> <p>また、前年と同様の指摘が多く、毎年検査後に全体説明会等で資料を配布し結果報告をしているが事業者まで届いていない。</p> <p>(1) 避難・消火訓練や受託児の利用開始前健康診断などの文書指摘の増加</p> <p>(2) 防火対策を助言から口頭指導に変更したことや、新型コロナウイルス感染症に伴う休園時の賃金未支払を追加したことにより、口頭指導が増加</p> <p>(3) 前年度助言の多かった「食中毒の発生予防対策が不十分」について、食べ物を素手で取り扱わないよう全事業者に指導を徹底したことにより、助言件数が減少</p>

4 検査結果（主な内容）と改善への対応

※ 別紙 情報連絡事項 8-1 参照

5 今後の方針

- ・ 指導、指摘を行った件について、事業所管課である子ども施設入園課と方向性を確認の上、改善策の実施を徹底
- ・ 全体説明会における検査結果及び改善方法の丁寧な周知
- ・ 巡回訪問時等で改善状況の確認及び指導・支援の徹底
- ・ 現在3年毎としている家庭的保育事業者への指導検査実施サイクルを2年毎に変更
- ・ 文書指摘となった事業者については、翌年度も検査対象とする
- ・ 文書指摘事項及び改善状況の区ホームページ上での公表

検査結果（主な内容）と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数

文 書 指 摘	1 避難・消火訓練の誤った実施等：5件（2件）
	➡ 火災を想定した避難訓練では、地震と同様に避難せずに保育室内に留まるなど、誤った訓練を実施していた。災害の種類に応じた訓練の実施方法を全事業者に説明し周知徹底を図った。
	2 調理・調乳担当者の検便の未実施月があった：4件（2件）
	➡ 検便の実施について、全体説明会で周知するとともに、新たにチェックリストを作成し、実施漏れ等がないよう管理徹底を進めていく。
	3 受託児の利用開始前健康診断の未実施：3件（1件）
	➡ 児童票の健康記録の書式を変更し全体説明会で周知する。
	4 給食日誌を作成していない：1件（0件）
	➡ 令和3年度からの給食導入事業者であり、給食日誌の作成を失念していた。令和4年9月に給食日誌の写しにより、改善を確認した。
口 頭 指 導	1 ござやジョイントマット等が防災性能を有していない：6件（0件）
	➡ カーテン・絨毯は令和2年度に実施した一斉確認によりほとんどの事業者が防災性能を有しているものを使用していたが、ござやジョイントマットについて防災性能を有する必要があるとの認識がない事業者が多く確認された。改めて、全事業者に防災対象物品を周知し確認を依頼した。
	2 勤務実績表（出勤簿）の記録内容の誤記：5件（3件）
	➡ 事業者及び補助者双方で出勤簿の確認を徹底するよう指導した。
	3 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園の際の、職員賃金の未払い：5件（今年度から新規指導検査項目のため前年度はなし）
	➡ 検査当日、改善を指示した。事業者から職員の給与明細書写しにより、賃金の追加支給を確認した。
	1 職員の健康診断の受診周期が不適切：9件（0件）
助 言	➡ 前回受診後1年以内に受診するよう助言した。
	2 避難・消火訓練実施方法・記録の不備：5件（9件）
	➡ 毎回同じ職員が訓練を実施するのではなく、ローテーションにより職員全員が実施するよう助言した。
	3 間食（おやつ）の提供内容が不適切：3件（0件）
	➡ 市販製品を使用する場合は、区から示している間食一覧表に掲載のある製品を提供するよう助言した。
	4 給食日誌に間食（おやつ）の記載が不十分：3件（1件）
	➡ マニュアルを示しながら、記載方法を助言した。

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和5年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について			
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課			
内容	1 令和5年4月利用申込の受付			
	認可保育所、認定こども園（長時間利用）、小規模保育、家庭的保育の利用申込の受付について、以下のとおり報告する。			
	(1) 利用申込対象施設			
	<ul style="list-style-type: none"> ア 区立・私立認可保育所 イ 区立・私立認定こども園（長時間利用） ウ 地域型保育（小規模保育・家庭的保育） 			
(2) 利用申込案内の配布				
ア 開始日 令和4年10月24日（月）から				
イ 配布場所				
		配布場所		配布時間
		子ども施設入園課 （区役所中央館3階）		開庁日の午前8時30分 から午後5時15分
		足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）		
		区立・私立認可保育所 区立認定こども園		開園時刻から閉園時刻まで
(3) 利用申込受付期間				
令和4年11月18日（金）～12月5日（月）				
受付場所・方法	○…受付可 ×…受付不可			備考
	平日	土	日・祝	
区役所特設会場 （南館4階403会議室）	○	×	11/27のみ	【受付時間】 午前9時から午後4時
郵送申請	○	○	○	11月30日（水）必着
オンライン申請	○	○	○	24時間受付

(4) スケジュール

令和4年10月24日(月)	利用申込案内の配布開始
11月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
11月18日(金)	利用申込受付開始
12月5日(月)	利用申込受付締切
12月～	利用調整
令和5年2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

(5) 周知方法

- ア あだち広報10月25日号に案内記事を掲載
- イ 足立区ホームページに掲載
- ウ 保育所、足立福祉事務所福祉課、保健センター、区民事務所、子育てサロン、住区センター、図書館等に案内ポスターを掲示

2 令和5年4月入所における主な見直し点

保育施設等の利用調整に係る調整指数の一部について、以下のとおり見直しを行う。なお、実施は令和5年4月利用調整分から適用する。

※ 別紙「足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表(調整指数表新旧対照表)参照。

(1) 調整指数表中の東京都認証保育所等に預託している場合(調整指数番号18)の改正(加点2点)

ア 改正内容

預託期間「2か月以上」の規定を廃止し、預託期間にかかわらず契約上有償、かつ、月ぎめで預託している場合に2点加点する。

イ 改正理由

待機児童がほぼ解消され、預託期間で指数差を設ける必要性がなくなったため。

(2) 東京都認証保育所等を年齢上限等により卒園する場合の調整指数表への追加(加点4点)

ア 改正内容

4月入所審査に限り、東京都認証保育所等に在籍している児童が年齢上限による卒園、または、施設都合による途中退所となる場合に4点加点する。

イ 改正理由

これまで調整指数番号25番「足立区教育委員会が特に必要と認める場合」を適用して加点していたが、保護者に対してより丁寧に周知する必要があるため。

3 保育コンシェルジュによる相談体制

令和5年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供を行うほか、相談者が抱える悩みについても解決できるように専門窓口へつなぐなど、きめ細やかな相談を実施していく。

【参考】令和3年度利用者数

単位：人

場所	利用者数	前年度比
区役所	2, 1 5 1	1 0 8
オンライン相談（※1）	4 2 7	皆増
子育てサロン	1 8 8	▲5 7
オンライン説明会（※2）	2 7	皆増
保健センター等（※3）	—	▲5 5
合計	2, 7 9 3	4 5 0

※1 令和3年4月から個別相談を実施

※2 令和4年2月から複数人の参加者を対象に実施

※3 ファミリー学級事業縮小のため、出張相談を中止中

- ・ 子育てやお子さんの発達に関する悩みなど保育サービス以外の相談36件に対応

足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表（調整指数表） 新旧対照表

改正前			改正後		
番号	条 件	指数	番号	条 件	指数
1～17	略	略	1～17	略	略
18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）などに契約上有償、かつ、月ぎめで2か月以上前から預託している場合	2	18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、 <u>東京都認証保育所等に契約上有償、かつ、月ぎめで預託している場合</u>	2
19～20	略	略	19～20	略	略
			<u>21</u>	<u>東京都認証保育所等の在籍児で、年齢上限による卒園等により、4月から新たに利用を希望する場合</u>	<u>4</u>
21	略	略	<u>22</u>	略	略
22	略	略	<u>23</u>	略	略
23	略	略	<u>24</u>	略	略
24	略	略	<u>25</u>	略	略
25	足立区教育委員会が特に必要と認める場合	略	<u>26</u>	足立区教育委員会が特に必要と認める場合	略
26	略	略	<u>27</u>	略	略
※ 1	略		※ 1	略	
2	番号4～6、11～12、15～16及び18・20については、それぞれ重複して加算しないものとする。		2	番号4～6、11～12、15～16及び <u>18・20・21</u> については、それぞれ重複して加算しないものとする。	
3～7	略		3～7	略	